

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
有限会社 オキツ産業	旭川市錦町14丁目2951番地の34

2 指名停止期間

林産物の売払い

平成27年4月17日～平成27年5月16日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、平成26年6月18日に上川総合振興局発注の南部森林室立木販売業務において、死亡災害を発生させたことにより、北海道庁では「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」別表第2第7項（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）に該当するとして、平成27年4月10日から平成27年5月9日（1ヶ月）までの指名停止措置となった。

このことは「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）に該当する事実があるため。

参 考

造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止措置について（抜粋）

平成24年9月25日 24林国第80号 林野庁長官通知

指名停止等の措置用件の明確化を図るため、今後は「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」及び「工事請負契約指名停止等措置要領の運用について」を準用して行うこと。

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野経第156号 林野庁長官通知

〔最終改正〕平成19年11月8日 19林国管71号

別表 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準（第1、第3及び第5関係）	
措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）